

特に優れた業績による返還免除 よくあるご質問

はじめに

よくある質問とその回答をまとめました。

本申請は年度ごとに様式等が異なります。ここに掲載された内容は今年度の取り扱いとしているので、昨年度以前と取り扱いが異なる部分が含まれます。

ここには、あくまで一般的な回答として掲載していますが、業績に関する質問は個々の状況により異なる場合があります。提出後、審査時に学院から追加資料や修正を指示される場合があることはご了承ください。特に多い質問は「これは業績として評価対象か」「どの業績に区分されるか」という質問です。

「業績として評価対象か・どれくらい評価されるか」という質問に関しては、審査する学院側の判断によりますので、学生支援課ではお答えできないことをご承知おきください。「業績に書いても差し支えないですが、どれくらい評価されるかはわかりません」という前提での回答です。例えば、「予定はされていても申請時では未発表である論文・発表」がどのくらい評価されるかは、審査する学院側の判断によります。

「どの業績に区分されるか」という質問に関しても、一般的な回答はこちらに掲載していますが、分野によって判断が異なることもあり得ます。

所属学院において記入先の項目について指示がある場合は、そちらに従ってください。

業績に関する質問

「大学院における研究課題等」について

Q. 「大学院における研究課題等」の項目は学位論文の研究について書くのが良いのでしょうか、それとも研究していた分野についての一般的な説明を書くべきなのでしょうか。

A. 細かい規定はありませんが、一般的には学位論文の概要を記載する場合があります。

Q. 学位論文の内容とは別にもう一つ研究テーマがあります。「業績の種類」に両方の研究の業績を記載してもよいですか。

A. 「大学院における研究課題等」の概要欄に、主題目以外に副題目の研究にも携わっている旨を記入して構いません。また、両方の研究テーマの論文等の業績を記載しても差し支えません。

学位論文・研究論文・学会発表について

Q. 学位論文は必ず業績として提出する必要があるのでしょうか。

A. 学位論文の提出は必須ではありません。「1 学位論文その他の研究論文」の項目で業績を提出したい場合、学位論文以外に研究論文や学会発表も該当します。どれを業績にするかはご自身の任意です。

- Q. 学位論文の研究に関して学内で受賞をした場合（中間発表や修論発表会など）、実績としてどの項目扱いにすべきですか？「学位論文その他研究論文」の一部として扱うべきか、講究科目の一部として「授業科目の成績」として扱うべきでしょうか？
- A. どちらに記載しても構いません。「学位論文」の一部として扱う場合は、様式記入欄に論文タイトル以外に末尾に「(中間発表で受賞)」等情報を付記してください。また、証明書類として受賞内容がわかるもの（賞状や通知メールのコピー等）に加えて、論文概要または論文要旨のコピーも提出してください。「授業科目の成績」とする場合は、様式記入欄に「中間発表で受賞」として証明書類として賞状や通知メールのコピー等を提出してください。
- Q. 研究論文や学会発表等に関して、共著者として参加した場合も業績として含めることは可能でしょうか？また、このように自分が筆頭著者（1st author）ではない場合については、著者名の順序はどのようにすればよいですか。
- A. 業績に含めて構いません。著者等の順番の記載は、必ず元のとおりとしてください。例えば、申請者が筆頭著者ではないにもかかわらず、最初に記載することはおやめください
- Q. 論文の紙媒体での発行日とオンライン上で掲載日が異なります。「業績の種類」にはどちらの日付を書けばいいですか。
- A. 指定はありません。日付を証明できる方で提出してください。
- Q. 「研究論文」と「学会での発表」の記入欄がありますが、研究論文を執筆しかつ研究発表を行なった場合は、どちらかの区分でしか記載できませんか？
- A. 明確に区分して挙げることができる場合は、個別の業績種類に記入して差し支えありません。なお、一つの業績をみだりに細分化して複数記入することは控えるよう、JASSO から指示がありますのでご注意ください。
- Q. 論文執筆かつ学会発表を行なった研究で、どちらか一方の区分で記載を行う場合は、どちらの情報として区分すれば良いでしょうか。査読の有無などが関係しますか。
- A. どちらにすべきかの指定はありません。主とする方をご自身で判断して、記載してください。証明書類は、研究論文に書く場合は研究論文の、学会発表に書く場合は学会発表のものがあれば充足します。なお、例えば「研究論文として記載しているけれど同内容でポスター発表もしたことを示したい場合」に、補足情報として研究論文情報の末尾に「同内容のポスター発表済：①発表者名、②題目、③会議名、④主催者名、⑤発表（予定）日」等付記して、補足資料も併せて提出することは差し支えません。
- Q. 研究論文の冒頭1枚だけだと、日付や誌名がついていないものがあります。この場合証明書類はどうすればよいですか。
- A. それぞれの情報が分かる資料（メールやWeb ページ等）をまとめて一緒に提出いただければ充足します。
- Q. 学会発表の「開催が分かるページ」、「発表日・発表者・タイトルが掲載されたプログラム」、「受賞情報」などが別々の資料です。1枚にまとめて別途証明書類を作成しなければなりませんか。

A. 1枚にまとめる必要はありません。それぞれの情報が載っている部分を印刷していただき、まとめて1つの証明書類の資料として提出してください。なお、プログラムは申請者本人の発表情報が掲載されたページだけで充足します（申請者と関係ないページ含む全てまでを印刷する必要はありません）。

Q. 年度途中で貸与期間が終了しました。「成果は貸与期間中のもので、掲載決定は貸与期間後」の論文があります。様式の記載方法や証明書類について教えてください。

A. 「業績の種類」に記載する場合に補足で「掲載決定は貸与期間後であるが業績は貸与期間中の成果」と付記しておいてください。

Q. 研究室等チームで学会の発表を行い、表彰されました。賞状等には研究代表者名しか記載がなく、申請者の名前がありません。

A. 代表者名等しか書かれていない賞状だけでは、申請者本人が参加しているかどうかわかりません。参加者リスト等申請者本人も参加したことがわかる資料を提出してください。参加者リスト等の資料がない場合、代表者から申請者本人も参加したことを証明する書類を作成してもらってください。第三者の証明書類の作成にあたっては、それについての質問も参照ください。

Q. 研究業績の証明書類として添付しようとした書類の申請者名が誤植になっていました。この場合はどのように業績を証明すれば良いのでしょうか？

A. 誤植については、誤植であることを当該資料内に記入してください。当該業績で、正しい記載になっている別資料があれば、それを一緒に提出してください。例えば、その学会参加登録のメール等で、申請者本人の名前が確認できる場合はそれを添付して下さい。もしそういったものが無ければ、第三者の方に実際にその学会に参加した旨を証明して頂いても構いません。第三者の証明書類の作成にあたっては、それについての質問も参照ください。

Q. 研究が民間企業の外部資金に採択されました。どの欄に業績として記載すればよいですか。

A. 論文や発表が受賞した場合は「研究論文」または「学会での発表」に論文情報を書き、「受賞・表彰」に○を付してください。そうでない場合は「論文及び学会での発表により受賞または表彰による機構以外の給付奨学金の獲得や外部資金の獲得」の欄に記載してください。

提出時点では公開前となっている論文や学会発表について

Q. 国際学会でポスター発表を予定していたのですが、コロナウイルスの影響により、学会自体が延期となってしまいました。これを研究業績に含めることはできますか。

A. 状況（審査通過、査読中など）をわかるようにしていただければ、業績に挙げることは可能です。ついては、状況のわかるメールなどのコピーも添付していただき、様式1には公開日の代わりに「審査通過」「コロナウイルスの影響により学会が延期」等と記入してください。

Q. 採録が決まった論文がありますが、未発行です。証明書類は何が必要ですか？

A. 論文本体の概要を含む1ページと、採録決定の連絡メールがあれば証明書類として充足します。公開日の代わりに「掲載決定」など現在の状況を記載してください。

Q. 学会での発表を予定しており、既に登録済みです。証明書類は登録メールで良いですか。

A. ご質問のとおり、発表登録がわかるメールのコピー等が証明書類として充足します。公開日の代わりに「発表予定」など現在の状況を記載してください。

Q. 投稿中の論文も業績として記載して良いですか。その場合はどのような証明書類が必要ですか。

A. 記載可能です。「投稿中」「内定」など、現在の状況が分かるメール等のコピーなどを証明書類として提出してください。様式への記入は、公開日のところに「投稿中」、「査読中」、「掲載予定」等の状況を記入してください。

Q. 返還免除の申請期間までに提出完了しない論文がありますが、現時点で今年度中に提出できる見込みは立っています。業績として記載することは可能ですか。

A. 「現時点で確実に3月中には投稿できる見込みが立っている」という第三者による証明書類が準備できる場合は、その書類を証明書類として、様式1の公開日を書くところに「投稿予定」等、状況がわかることを付記してください。第三者の証明書類の作成にあたっては、それについての質問も参照ください。

Q. 申請期限の数日後に結果が出る投稿中論文があります。結果が出たら資料を差し替えできますか。

A. 提出時点での業績をもって申請することとなります。申請者都合の書類の差替え・追加提出は一切認めません。

専攻分野に関連した著作物等について

Q. 学位論文の研究の一環で作成した著作物があり、学位論文とは別に公開し、世間で使用されています。この場合、学位論文とは別に「(専攻分野に関連した)著書、データベースその他の著作物」欄にその著作物の成果を書くことは可能ですか。

A. 明確に区分して挙げることができる場合は、学位論文と別の業績に記入して差し支えありません。

TA・RA・ボランティアについて

Q. TA や RA の証明について労働条件通知書がありません。在職期間証明書の提出でも問題ないでしょうか。

A. 差し支えありません。申請要領のとおり、TA・RA等の勤務実績を示す書類であれば構いません。労働条件通知書がない場合、「教員サイン済みの勤務報告書」のコピー（勤務期間の長短に関わらず1業績につき1か月分のみ）や、「学院等が独自に発行する勤務実績を示す書類」（学院によって、発行できるかどうかや書式や名称が異なります）が証明書類として扱えます。

Q. 同一のTA・RAと見なされるのは具体的にどのような場合なのでしょう。

A. 例えば、AというTAを2020年度に3か月・2021年度に6か月行った場合、各期間を独立した業績としては扱えません。一方で2020年度にはAというTAを行い、2021年度にはB

という TA を行った場合は、A と B それぞれを別個の業績として挙げることができます。A と B が別業務であるという説明ができない場合は同一と見なしてください。

Q. 種類の異なる RA を複数行ってきた場合、それぞれの労働条件通知書を証明書類として提出することになりますか。

A. それぞれが別個の RA である場合は、質問のとおり「業績の種類」にそれぞれの RA の業務を記載して、証明書類もそれぞれ提出してください。ただし、同一業務の RA を断続的に何回も行ったという場合は、一つの業績としてのカウントですので、「業績の種類」欄にもまとめて 1 つの業務として記載し、提出する証明書類も 1 部のみです。

Q. 専攻分野に関する領域で、学生委員を行いました。その場合、どの項目に該当すると考えればよろしいのでしょうか？

A. 当該委員が、TA・RA に類するような補助「業務」である場合は「研究又は教育に係る補助業務の実績」に、そうでない場合は「ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績」に当てはめてください。

Q. 「会議開催への協力」「地域学校での講演会」や「一般向けの研究室見学等の手伝い」について、いずれも無給で行いました。業績として提出する場合「研究又は教育に係る補助業務の実績」と「ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績」のいずれの項目で提出すればよいのでしょうか？証明に必要な書類についても教えてください。

A. 「研究又は教育に係る補助業務の実績」は、TA・RA（チューターは不可）を想定しています。ご質問はいずれも「ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績」に該当すると思われます。ボランティアには、例えば、専攻分野に関連する学外におけるボランティア活動、社会貢献活動（NPO 法人、地方自治体などによる活動への参加、一般社会への科学・技術の啓蒙活動など）が該当します。証明書類としては、パンフレット・活動報告書・議事録など、イベントの開催日や申請者本人の参加の確認ができるものが想定されます。それらが無い場合、ボランティア活動を行ったことを証明する書類を主催者等に一筆書いてもらって、それを提出してください。第三者の証明書類の作成にあたっては、それについての質問も参照ください。

Q. 他研究機関のインターンシップ（申請者の専攻分野に関連するもの）に採択されました。身分は「実習生」や「研修生」です。「研究又は教育に係る補助業務の実績」にあたりますか？

A. 「研究又は教育に係る補助業務の実績」は、研究や教育の補助「業務」の実績を指します（TA や RA などの想定です）。業務にあたる場合は、ご質問の通り「研究又は教育に係る補助業務の実績」に該当すると考えられます。一方で、「選考を経て学習または研究のための支援を獲得した」ということであれば、補助業務の実績には該当しません。ただしその場合は、様式の「論文及び学会での発表により受賞または表彰による機構以外の給付奨学金の獲得や外部資金の獲得」の欄の方には記載いただけると考えます。

発明について

- Q. 特許の権利を譲渡しました。発明の業績に加えてよいのでしょうか。権利譲渡契約証書は証明書類として認められるのでしょうか。
- A. 差し支えません。証明書類もご質問の権利譲渡契約証書のコピーで充足します。

授業科目の成績について

- Q. 大学が主催する留学プログラムに参加しました。どの区分の業績として提出すればよいですか。また、証明書類としてどのような書類が必要ですか。
- A. 大学の教育プログラムということで、「授業科目の成績」に記載してください。成績証明書、認定証、プログラム修了書、留学終了報告書などが証明書類として考えられます。申請者がプログラムに参加したことが分かる書類を提出してください。
- Q. 授業において表彰されました。様式の書き方と証明書類を教えてください。
- A. 「授業科目の成績」に内容・賞名・日付を記載し、証明書類としては氏名・発表年月・受賞内容の書かれた賞状等のコピーを提出してください。
- Q. 3Q の成績が成績証明書へ掲載されるのは学期末以降であるため、現在発行出来る成績証明書では3Q の成績を証明することが出来ません。教務 Web システムの成績閲覧画面を印刷し成績証明書類として提出することは可能でしょうか？
- A. 申請要領に明記されているとおり、提出時点での業績をもって申請することとなります。受付期間における最新の成績証明書は「今年度春学期までの成績が入った成績証明書」ですので、それを提出してください。ご質問の今年度冬学期の分は業績として提出できないことご了承ください。なお、コース以外の教育プログラム等を受けている方が、提出時点で別途認定証が取得・提出できる場合、それは業績として挙げることができます。
- Q. 授業科目の成績を業績として提出する場合、マークする箇所は複数でも大丈夫でしょうか？例えば、複数の科目で100点を取得していて、それを示したい時は複数マークしてよいですか。
- A. 授業科目の成績を業績としてあげる際、提示したい情報をマークしてください。ご質問のように複数箇所ある場合は複数マークしてください。記入欄に、「成績証明書(●科目で100点)」など、わかりやすいように記入してください。
- Q. 授業科目の成績を業績にする場合、証明書類の成績証明書は原本を提出したほうが良いですか。
- A. 少なくとも日本学生支援機構提出用には成績証明書は原本提出をお願いします。学院審査用・学内使用用はコピーでも構いません。
- Q. 特別専門学修プログラムは評価対象になるのでしょうか？また、今年度の4Qの成績をもって修得することになる特別専門学修プログラムは成果として提出できないのでしょうか？
- A. 提出時点での業績をもって申請となるため、申請期限を過ぎて得た業績は提出できません。なお、提出時点で既にそのプログラムから「認定証」などが発行されているのであれば、そのコピーを証明書類として、「授業科目の成績」として、業績に記載いただくことができます。

コンテストについて

- Q. 専攻分野に関連するコンテストでの業績はどちらの項目に記載するべきでしょうか？
- A. 過去の「理工系のコンテスト」関係で業績を提出している複数事例を見ると、「8.（専攻分野に関連した）音楽、演劇、美術その他芸術の発表会」に記載していることが多く、当課としてはそれで差し支えありません。

その他の書類の書き方について

- Q. 様式1の右上の日付は提出日にするべきでしょうか？また、証明書類として書類を作成していただく際の日付は様式1と統一する必要がありますか？
- A. いずれの書類もそれぞれの作成日を記入いただいて差支えありません。
- Q. 様式1は「頁数が3頁以上になっても構いません」とありますが、行の挿入などでページ数が増える場合に適宜「(様式1裏)」という所は追記したり書き換えたりした方がいいのでしょうか？
- A. 不要です。頁数が増えることで「(様式1裏)」の印刷箇所が不自然になっても、その表記は修正する必要はありません。頁数が増える増えないにかかわらず、欄内の記載情報が印刷で見切れることは無いように印刷時に十分確認してください。
- Q. 博士後期課程に進学予定です。様式1の課程はどちらにチェックすればいいですか。
- A. 進学予定先の課程ではなく、現在の課程を選んでください。
- Q. 指導教員からの推薦所見の提出は不要ですか？以前に必要なだと聞いたことがあるのですが。
- A. 本年度は学生からの指導教員推薦所見提出は不要です。
- Q. 様式1は申請者の署名や印鑑は不要ですか？以前に必要なだと聞いたことがあるのですが。
- A. 本年度は署名や印鑑は不要です。また、様式1はExcelファイルで作成が可能ですので、必ずしも手書きで作成いただく必要はありません。ただし、返還免除の申請者が作成する書類については、大学等、第三者が本人に代わって作成することは認められません。
- Q. 第三者に証明書類を作成してもらう際の注意点を教えてください。
- A. 第三者による証明書類は様式任意ですが以下の情報がわかるようにしてください。
「書類作成日」、「証明した方の所属・職分・お名前・署名または押印」、「証明内容（申請者本人の名前、証明する内容）」
- Q. 第三者からの証明書類のサインは、直筆である必要はあるのでしょうか？電子的にタッチパネルやペン型マウスなどでサインしたものでもよいですか？
- A. 電子的にタッチパネルやペン型マウスなどで署名をもらって証明書類とすることは差し支えありません。

Q. 一つの業績に対して複数枚資料がある場合の資料番号は、ホチキスでまとめた資料の最初のページにのみ記載でよいでしょうか。

A. 資料番号の記載の仕方はご認識されている通りで間違いありません。

Q. 提出時に、書類をまとめるクリップ以外にクリアファイルや封筒に入れた方が提出する方がよいでしょうか。それともそのままクリップで止めた3部で構いませんか。

A. クリップ止めがされてあれば受け付けます。

Q. 証明書類右上に資料名を記す際、その資料名は手書きでも良いでしょうか。

A. 手書きで差支えありません。機構提出用と学院審査用で記載に相違が無いように注意してください。

Q. 「不備（不足）のチェック（指摘）は一回限りです」とあります。どのような流れでチェック（指摘）をされますか？

A. 窓口提出は基本的に受取りのみですので、窓口・郵送提出どちらも、不備がある場合は追って連絡する流れとなります。また、業績の審査は学院で行うので、学生支援課受付後に追加資料や修正等を指示される可能性があります。その場合はご対応願います。

Q. 返信用封筒に書く現住所は、実家住所・自分が住んでいる実際の住所のどちらでしょうか。

A. 大学や機構からの通知が受け取れるよう、7月以降も確実に連絡のつく住所の記載をお願いします。そのため、実家の住所であっても問題ありません。例えば「実家への送付は希望しないが、申請者は就職などで4月以降引越し予定であり、7月以降の住所が未定」の場合は、返信用封筒には申請者の現住所を記載してください。新住所が確定次第、郵便局で転居届を提出し、返信用封筒に記載した住所に届いた場合は新住所に転送されるようにしておいてください。

Q. 一次申請フォームの送信内容を間違えてしまいました。再度入力送信しても問題ないでしょうか。

A. 再度入力して差支えありませんが、十分に注意の上、入力してください。

Q. 申請が正しく完了したか学生側が確認できる申請完了メール等がありますか。

A. ご質問の趣旨のようなメール等はお送りしておりません。なお、不備等がある場合には、別途期限を定めて東工大アドレス宛てに連絡します。また、学生支援課で受付が完了した後も、審査する側の学院より修正・追加資料の依頼が入る場合がございます。そのため、今年度中は定期的に東工大アドレスのメールを確認いただけますと幸いです（既に修了済み等で東工大アドレスが消失している方については、東工大アドレス以外のメール等でご連絡します）

博士課程の業績評価に関するガイドラインについて

Q. 博士後期課程です。他奨学金やJSPS 特別研究員の採択により年次途中で貸与が終了します。学位論文が業績として提出できません。

A. 貸与終了のタイミングに関わらず、学位論文は提出必須ではありません。「1. 学位論文そ

の他研究論文」は、学位論文以外にも、研究論文や発表も含まれます。また、JSPS の採択で途中辞退する方についての詳細は「博士課程の業績評価に関するガイドライン」の（4）をご覧ください。

Q. 修士課程です。修士論文のみを業績として提出する予定です。「博士課程の業績評価に関するガイドライン」に「学位論文の教授会での高い（平均水準以上）評価（注）合否判定だけではなく、大学による評価が必要」と書いてありますが、証明書類として修士論文の評価を示す書類は必要でしょうか。必要な場合、推薦書等の書式はありますか。

A. 証明書類は論文概要のコピーのみで差し支えません。「博士課程の業績評価に関するガイドライン」は、あくまで博士後期課程の学生のみに対する但し書きです。ご質問者は修士課程ですので該当しません。

Q. 修士課程の学生です。原著論文は提出する業績として必須ですか。

A. おそらく「博士課程の業績評価に関するガイドライン」をご覧になっていると思われますが、修士課程の学生は、原著論文の業績は必須ではありません。

返還免除申請期間延長について

Q. 新型コロナウイルス感染症の研究計画の遅延により在学延長ではなく3月末での単位取得退学を計画しています。研究自体は3月末で終了する見込みが立っています。この場合は返還免除申請期間延長が認められるのでしょうか。博士論文は申請の時点では提出することが出来ません。もし延長出来ない場合には今年度に免除申請をすることになりますが、どのような対応をするべきかお教えいただけますと幸いです。

A. 返還免除申請期間延長は「コロナの影響で貸与期間中に業績を挙げるができなかった場合」です。そのため残念ながら、研究自体は3月末で終了する見込みの場合は申請期間延長に該当しません。なお、博士で必須のものは「学位論文その他研究論文」ですので、学位論文である必要はありません。申請要領や博士課程の業績評価に関するガイドラインにあるように、学位論文でなくても、査読付き原著論文や表彰なども含まれますので、そのいずれかを業績に挙げていただければ審査対象として受け付けられます。